

新たな道路照明に関する技術公募

【公募要領（応募方法編）】

令和2年9月

国土交通省

1. 応募の流れ

応募に関する流れは以下の通りです。

		担当	
		事務局	応募者
① 公募参加規約・ 応募要件の確認	公募参加規約及び応募要件を確認		○
↓			
② 申請書類の作成	申請書類(参加申請書、組織概要、実施体制)、承諾書を作成		○
↓			
③ 申請	申請書類を事務局に提出		○
↓			
④ 検証対象技術の選定	申請書類の確認 検証対象技術の選定・通知	○	
↓			
⑤ 技術検証の実施	光学指標の計測またはシミュレーションの実施、プレゼンテーション資料作成		○
	プレゼンテーションの実施		○
	(事務局が実施を求めた場合のみ) フィールドテストの実施		○
	応募技術の確認・評価	○	
↓			
⑥ 技術検証結果の 通知・公表	技術検証評価結果の通知・公表	○	

2. 応募資格

応募にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

(1) 応募要件

公募要領【応募方法編】に記載する「新たな道路照明に関する技術公募に係る規約」の内容に同意し、承諾書を提出すること

(2) 資格要件

以下の①及び②を満たすこと

- ① 「民間企業」、「大学等※1」または「共同企業体等※2」であること
 - ※1 「大学等」は、民間企業と共同で応募する場合に限りです。
 - ※2 複数の企業で、本公募に参加することを目的に形成する企業組織体（JV）、及びコンソーシアム（共同事業体）のことをいいます。
- ② 日本国内に連絡窓口があること
 - かつ、提出資料及び添付資料等を日本語で作成し、提出された資料等に関する技術的質問に日本語で答えられること

3. 応募技術の数

同一応募者による複数の技術の応募が可能です。

複数の技術を応募する場合は、応募技術ごとに「様式3 応募者が提案する道路照明技術の諸特性」を作成し提出してください。

ただし、同一応募者による応募であっても連絡先担当者等が異なる場合には、技術ごとに全ての様式を作成し、提出してください。

4. 申請書類

公募参加を希望する際は、以下の書類を準備・作成の上、提出して下さい。なお、申請書類フォーマットは、本資料の「別添-1 新たな道路照明に関する技術公募申請書類」に基づき作成して下さい。

なお、同一応募者において複数の技術を応募する場合は、「3. 応募技術の数」を参照の上、必要な様式を提出して下さい。

- 公募参加申請書 (様式1)
- 応募者の概要 (様式2)
- 応募者が提案する道路照明技術の諸特性 (様式3)
- 承諾書 (様式4)

5. 提出方法及び問い合わせ

(1) 提出方法

申請書類は、全て電子データにて提出してください。提出方法は、電子メールまたは電子データを格納した CD-ROM 等の郵送（書留郵便）にて提出してください。但し、電子メールまたは郵送にて提出が出来ない場合、持参でも可とします。

提出する電子データは以下の点に留意してください。

【共通】

- 使用可能なソフトは、以下のとおりとします。
 - Microsoft® Word、Microsoft® Excel®、又は Adobe® Acrobat®
なお、事務局は、Microsoft® Word 2016、Microsoft® Excel® 2016 を使用して提出された書類を閲覧する予定です。
- 様式 1～4 の各様式ファイル及び添付資料には、適切なファイル名を付してください。
- 提出する電子ファイルには、パスワードを設定してください。

【電子メールの場合】

- 電子ファイルを提出するメールとパスワードの通知メールは、分けてください。
- ファイルサイズの合計は、15MB 以内としてください。

【郵送や持参の場合】

- 電子データの提出に合わせ、パスワードは別途電子メールにてご連絡ください。

電子メールでの提出を行う場合は、送信後に必ず電話にて着信確認を行ってください。

(着信確認先) 国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室 (担当：小嶋、深尾)

(電話番号) 03-5253-8223 ※受付時間は平日 9:30～18:00

(2) 提出期間

令和 2 年 9 月 7 日 (月) ～ 令和 2 年 10 月 30 日 (金) (17 時必着)

(3) 提出先

(郵送) 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室 (担当：小嶋、深尾)

(電子メール) hqt-road-lighting@gxb.mlit.go.jp

(4) 公募に関する問い合わせ

本公募について質問等がある場合は、下記 E-mail アドレス宛に問い合わせください。なお、質問内容の確実な記録と回答の公平性を担保するため、質問の受付は E-mail のみとし、受付期間内にいただいた質問、及びそれらに対する回答は、令和 2 年 10 月 23 日（金）を目途に下記 URL に掲載します。

1) 受付期間

令和 2 年 9 月 7 日（月）～令和 2 年 10 月 16 日（金）（17 時必着）

2) ご質問受付先

国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室(担当：小嶋、深尾)

hqt-road-lighting@gxb.mlit.go.jp

3) 回答の掲載先

http://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000068.html

6. 検証対象技術の選定

(1) 選定方法

提出いただいた申請書類に基づき、以下の事項を確認の上、検証対象技術を選定します。

- ・ 公募の目的の趣旨に即した技術であること
- ・ 応募技術の条件等を満たしていること
- ・ 応募資格を満たしていること
- ・ 応募方法、申請書類に不備がないこと
- ・ 公募期間内に申請書類が到着していること

提出された申請書類に不明な箇所がある場合は、追加資料の提出やヒアリング等を依頼することがあります。

また、応募技術が多数であった場合等は、事務局が選定する評価委員により検証対象技術の選定を行う可能性があります。

(2) 選定結果の通知・取り消し

応募者に対して、検証対象技術として選定されたか否かを文書で通知します。

選定の通知を受けた者が不正な手段により選定されたこと等が判明した場合、通知の全部または一部を取り消すことがあります。

(3) 秘密保持契約の締結

選定された技術の応募者は、技術検証にあたって国土交通省との間で秘密保持に関する契約等を締結することとします。詳細については、選定後に通知します。

なお、「大学等」または「共同企業体等」など、複数の組織で構成される応募者については、構成する全ての組織との間で上記契約を締結することとします。

(4) 技術検証の辞退

選定された技術の応募者が、応募技術の開発状況やその他やむを得ない事情により技術検証の実施の辞退を希望する場合は、事務局との協議の上辞退することが可能です。

7. その他

- ・ 資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・ 応募された資料は返却いたしません。
- ・ 応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。
- ・ 申請書類及び技術検証時に提出いただいた資料等の内容については、検証対象技術の選定及び技術検証の目的のみに使用し、事務局及び事務局が選定する評価委員以外の第三者に対して開示・提供することはありません。

新たな道路照明に関する技術公募申請書

- | | |
|------|--------------------|
| 様式 1 | 公募参加申請書 |
| 様式 2 | 応募者の概要 |
| 様式 3 | 応募者が提案する道路照明技術の諸特性 |
| 様式 4 | 承諾書 |

(様式1)

令和2年 月 日

国土交通省 大臣官房 技術調査課 殿

応募者：

(代表者もしくは担当部署の代表者名) 印

所在地：

(応募者が複数の場合は、以下同様に列記する。)

新たな道路照明に関する技術公募参加申請書

「新たな道路照明に関する技術公募」の公募要領及び公募参加規約に同意した上で、公募への参加を下記のとおり申し込みます。

記

1. 技術名称：

(応募技術が複数の場合は、以下同様に列記する。)

2. 連絡先及び担当者名

[応募者]

[所属]

[役職・氏名]

[所在地]

[電話・FAX]

[E-Mail]

(応募者が複数の場合は、応募者毎に担当者 1 名を以下同様に列記する。その場合、最初に記載した窓口担当者を代表窓口担当者(選定結果通知先)とする。また、応募者が複数の場合でも、選定結果の通知は、代表窓口担当者宛にまとめて送付する。)

以上

(様式2) 応募者の概要 ※応募者が複数の場合は、応募者ごとに本様式を作成する。

(本資料は、A4 用紙 2 枚以内、文字サイズは 10 ポイント以上とする。)

応募者の名称		
応募者の代表者		
応募者の所在地		
連絡先	連絡先担当者	
	連絡先担当者の 所属組織・団体名	
	連絡先担当者の 所在地	
	電話番号	
	FAX 番号	
	e-mail	
資本金		
事業開始日		
従業員数		
主な事業内容		

(様式3) ※応募技術が複数の場合は、応募技術ごとに本様式を作成する。

応募者が提案する道路照明技術の諸特性

(本資料は、A4用紙8枚以内、文字サイズは10ポイント以上とする。)

ふりがな				
技術名称				
技術の種類 (□を■に黒塗り、複数選択可)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> 連続照明</td> <td style="width:33%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> 局部照明</td> <td style="width:33%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> トンネル照明</td> </tr> </table> <p style="color: red; font-size: small;">※道路照明施設に追加的に導入・設置して使用することが可能である技術については、適用可能な照明全てを選択してください。</p>	<input type="checkbox"/> 連続照明	<input type="checkbox"/> 局部照明	<input type="checkbox"/> トンネル照明
<input type="checkbox"/> 連続照明	<input type="checkbox"/> 局部照明	<input type="checkbox"/> トンネル照明		
技術の概要 (200字以内)				
技術の詳細	<p>1. 応募技術の特長・期待される効果</p> <p style="color: red; font-size: small;">※現在の道路照明と比較して新規性・独自性・優位性等の高い機能・性能、及び応募技術を導入することにより期待される効果を具体的(可能な限り定量的)に記載</p> <hr/> <p>2. 応募技術の適応条件等</p> <p style="color: red; font-size: small;">※道路環境、交通環境、気候等、応募技術の導入・設置に適した条件及び適さない条件を具体的に記載</p> <p>2-1. 導入・設置に適した条件</p> <hr/> <p>2-2. 導入・設置に適さない条件(あれば)</p> <hr/> <p>3. 写真・図面等</p> <p style="color: red; font-size: small;">※応募技術の特長や設置状況等がわかる写真・図面等を添付</p>			

4. コスト	
※応募技術の導入にかかる費用（見込み）を可能な範囲で記載	
(記載例)	
	応募技術の導入にかかる費用
初期費用	1箇所（単位距離）あたり機器価格〇円
維持管理費用 （消費電力量）	1箇所（単位距離）あたり年間消費電力量〇kWh
ライフサイクルコスト	1箇所（単位距離）あたり〇円／△年

提案する道路照明技術の詳細(1)	
必須項目	必須項目に関する諸元
以下の1)、2)の各項目について、全て記載してください。	
1)基本性能	1)-1 道路照明施設に関する基準等に規定する性能指標への適合 ※応募技術について、①～④のいずれかを一つ選択（□を■に黒塗り）
	<input type="checkbox"/> ①道路照明施設に関する基準等に規定する性能指標を満たしている技術
	<input type="checkbox"/> ②道路照明施設に関する基準等に規定する性能指標を満たしていないものの、応募者として道路に求める照明としての性能が備わっていると期待できる技術
	<input type="checkbox"/> ③性能指標を満たしている既存の道路照明施設に追加的に導入・設置して使用することが可能である技術
	<input type="checkbox"/> ④その他
1)-2 性能指標を満たしていない技術の工夫、基準等の改正要望 ※1)-1で②を選択した応募技術のみ、以下を記入してください。 ※性能指標を満たしていないものの、応募者として道路に求める照明としての性能が期待されると考える根拠、及び応募技術の特長・工夫について記入してください。 ※必要に応じて、基準やガイドライン等の改正要望等についても記入してください。	
2)実現性	2)-1 応募技術の開発状況 ※応募技術について、いずれかを一つ選択（□を■に黒塗り）
	<input type="checkbox"/> 既存技術の組み合わせや改良により、容易に実現できる技術である。 <input type="checkbox"/> 開発中の技術であり、3年程度以内の実用化が見込まれる技術である。

提案する道路照明技術の詳細(2)	
提案項目	提案項目に関する特長・効果(データ・推計値等)
<p>※以下の1)～7)のうち、応募技術の特長として該当するものを選択してください。(□を■に黒塗り、複数選択可)</p> <p>※選択した項目に関する応募技術の特長について、可能な限り具体的・定量的に記載してください。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>1) 経済性の向上</p> <p>※ライフサイクルコストの縮減(※1)に関する特長・効果を記載 (例：消費電力量の低減(※2)、照明器具・光源・電源等の寿命延長 等)</p> <p>※1：目安として1割以上を想定 ※2：消費電力に係るコスト削減効果を記載する際は、現状のコストは「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説 平成30年版(一般社団法人建設電気技術協会、平成31年1月)」の各種諸元より算定し、ライフサイクルコストは、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(国土交通省、平成27年3月)」を参照の上、算定すること。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>2) 照明施設の安全性の向上</p> <p>※腐食や損傷等による道路照明の落下事故や倒壊事故が起きにくい構造等、道路照明施設自体の安全性の向上に関する特長・効果を記載。 (例：道路照明施設の新たな設置方法、灯具の軽量化 等)</p>
<input type="checkbox"/>	<p>3) メンテナンスの効率化</p> <p>※施工、点検・診断、灯具交換・修繕等の容易性等に関する特長・効果を記載 (例：簡易な施工、点検・診断及び灯具交換・修繕の頻度や作業時間の削減、各種作業時の路上工事時間や車線規制時間の縮減 等)</p>
<input type="checkbox"/>	<p>4) 道路交通の安全性向上への寄与</p> <p>※視程不良時の誘導性の向上や、道路上の障害物または歩行者の視認性向上等、道路交通のさらなる安全性向上に資することを示す特長・効果を記載</p>
<input type="checkbox"/>	<p>5) 環境親和性</p> <p>※沿道環境・沿道景観への配慮などがなされていることを示す特長・効果を記載</p>
<input type="checkbox"/>	<p>6) 応用・展開可能性</p> <p>※道路照明以外の用途への応用・展開が可能であることを示す特長・効果を記載 (例：自動運転を支援する機能 等)</p>
<input type="checkbox"/>	<p>7) その他</p> <p>※その他、応募者が重要とする性能等が満たされていることを示す特長・効果を記載</p>
<p>【添付資料一覧】</p> <p>※様式3に不足なく記載した上で、かつ様式3を補完する資料等を添付資料として提出することが可能です。添付資料の一覧を、下記に記入してください。</p> <p>・添付資料1</p>	
<p>【その他特記事項】</p> <p>※上記の項目以外について、特記すべき事項があれば記入してください。</p>	

(様式4) ※応募者が複数の場合は、応募者ごとに本様式を作成する。

令和2年 月 日

国土交通省 大臣官房 技術調査課 殿

「新たな道路照明に関する技術公募」

承諾書

「新たな道路照明に関する技術公募」に参加するにあたり、別紙「新たな道路照明に関する技術公募に係る規約」について承諾します。

応募者：

(代表者もしくは担当部署の代表者名) 印

以上

別紙 新たな道路照明に関する技術公募に係る規約

(目的)

第1条 本規約は、「新たな道路照明に関する技術公募」(以下、「本公募」という)の実施にあたり、必要とされる詳細事項を定める事により、実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(相互協力)

第2条 本公募に応募する者(以下、「応募者」という)は、本公募の実施にあたり、国土交通省国土交通省 大臣官房 技術調査課及びその委託を受け本公募にかかる事務を実施する者(以下、「事務局」という)と相互に協力するものとする。

(公募の費用)

第3条 本公募の実施にあたり、応募者が技術検証を実施する際に必要な機器類、PC等の機器類、通信代、交通費、検証結果報告に必要な資料作成費等は、応募者が負担するものとする。

(損害賠償等)

第4条 本公募の実施にあたり、応募者の責により、第三者に損害が及んだときは、応募者の負担において損害賠償等必要な措置を講じるものとする。

(情報の提出・開示)

第5条 本公募の実施にあたり、応募者は事務局及び事務局が選定する評価委員に対し、公募要領に基づき応募技術に関する情報等について提出・開示することを承諾するものとする。なお、事務局及び事務局が選定する評価委員は当該情報を本公募の目的のみに使用し、応募者の事前の承諾なく第三者に対して開示・提供しないものとする。

(外部発表)

第6条 本公募期間中及び本公募が終了した後において、事務局及び応募者が、本公募で得られた成果の全部又は一部を公表又は頒布使用するときは、事前に協議を行うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第7条 応募者は、現在かつ将来にわたり、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。)に該当しないことを確約する。また、これに違反した場合は直ちに事務局に通知するものとする。

(知的財産権)

第8条 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(公募参加の停止)

第9条 応募者が自らの都合で、本公募への参加を停止する場合には、事務局と協議の上、当該公募の参加を停止できるものとする。

(規約の変更)

第10条 本規約の内容を変更する必要がある場合には、別途応募者と事務局間で協議の上、変更することができるものとする。

(その他)

第11条 本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、応募者と事務局間で協議の上、定めるものとする。

以上